一八〇　日本国に帰化を許可する件　二六　六
一八一　除籍が滅失した件　二九　七
一八二　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件　三〇　三
一八三　日本国に帰化を許可する件　三〇　三
二　**○法務省、厚生労働省**
監理団体及び団体監理型実習実施者等が労働条件等の明示、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の取扱い等に関して適切に対処するための指針の一部を改正する告示　三〇　208　三会
○外　務　省
二〇五　洪水被害インフラ緊急復旧計画のための贈与に関する日本国政府と東ティモール民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二　三
二〇六　人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府と東ティモール民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二　三
二〇七　円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の口上書の交換に関する件　二　三
二〇八　税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約への締約国の追加に関する件　六　二
二〇九　債務救済措置に係る関係債務の支払を猶予する期間の延長に関する日本国政府とカーボベルデ共和国政府との間の口上書の交換に関する件　六　二
二一〇　円借款の供与に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の書簡の交換に関する件　六　二
二一一　円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とウガンダ共和国政府との間の口上書の交換に関する件　六　二
二一二　債務救済措置に係る関係債務の支払を猶予する期間の延長に関する日本国政府とカメルーン共和国政府との間の口上書の交換に関する件　六　三
二一三　専門機関の特権及び免除に関する条約へのアルメニア共和国の加入に関する件　七　三
二一四　食糧援助に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の書簡の交換に関する件　七　四
二一五　債務救済措置（債務支払猶予方式）に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の二の書簡の交換に関する件　九　八
二一六　北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる者を指定する件　一三　三
二一七　国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示　二二　特83　二
二一八　重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件　二二　特83　四
二一九　国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる輸出等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦の団体を指定する件の一部を改正する件　二六　特85　一
二二〇　サイバー犯罪に関する条約へのナイジェリア連邦共和国の加入に関する件　二七　五
二二一　カメルーン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件　二七　五
二二二　チャド共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件　二七　五
二二三　中央アフリカ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件　二七　五
二二四　エスワティニ王国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件　二七　五
二二五　レソト王国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件　二七　五
二二六　シエラレオネ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件　二七　六
二二七　モザンビーク共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件　二七　六
二二八　南スーダン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件　二七　六
二二九　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約へのパキスタン・イスラム共和国の加入に関する件　三〇　四
二三〇　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約へのチュニジア共和国の加入に関する件　三〇　四
○財　務　省
二三一―二三四　国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　八　194　二三
二三二　国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　八　194　二九
二三三―二三五　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　八　194　三〇
二三六　財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件　九　八